

# 小規模企業共済制度

賢い経営者の強い味方！

## 1. 掛金の全額が所得控除できる

月々の掛金  
(1,000円～70,000円)  
は自由に選べて

所得から差し	医療費控除	⑪	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	損害保険料控除	⑮	
		⑯	
		⑰	0000

全額が控除対象

## 2. 確定申告による節税効果大きい

<課税所得金額5,000,000円の場合(単位:円)>

	月額	年額	節税額	実質負担額
掛金	10,000円	120,000円	36,000円	84,000円
	20,000円	240,000円	72,000円	168,000円
	30,000円	360,000円	108,000円	252,000円
	40,000円	480,000円	144,000円	336,000円
	50,000円	600,000円	180,000円	420,000円
	60,000円	720,000円	216,000円	504,000円
	70,000円	840,000円	252,000円	588,000円

ここがポイント

掛金月額7万円(上限額)の場合、

**84万円**(7万円×12ヶ月)全額を  
所得から控除できます

節税しながら  
しっかり貯蓄のお手伝い!

## 3. お受け取りになるときは

事業の廃止は

概ね年**1.5%**の複利運用した金額

老齢給付(15年以上納付かつ満65歳以上)は

概ね年**1.0%**で複利運用した金額

有利な利回り

## 4. 共済金は退職所得扱い(一括受け取り) または公的年金等の雑所得扱い(分割受け取り)

退職所得控除額は、共済契約の年数に応じて変わります。  
(控除額=40万円×契約年数 ※21年超年70万円)  
早い時期にお入りいただくのが、お得です。

現在、約125万人の方が加入されています!

お問い合わせ・お申込み

小浜商工会議所

資料請求等は裏面のFAX送付状をご利用ください。

# FAX送付状

資料請求等

FAX番号：**0770-53-3567**

送付先：**小浜商工会議所** 行き

事業所名	
代表者名	
所在地	
電話	(      )

※ご記入いただきました上記氏名、住所等につきましては、  
小規模企業共済制度の加入勧奨以外の目的には、使用いたしません。

## 小規模企業共済について

(いずれかに○印を付けてください。)

1. 加入したい
2. 制度の詳しい説明を受けたい
3. 制度の案内を送ってほしい



この方向に入れてください。